

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成 23 年 6 月 28 日

評価者：宮前区民間活用推進委員会

1. 業務概要

施設名	有馬・野川生涯学習支援施設
指定期間	平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 施設全般の管理運営に関する業務 地域図書室の利用提供に関する業務 有料貸館施設、設備の利用提供に伴う業務 市民活動支援事業の実施等に関する業務 他
指定管理者	名称：川崎市有馬・野川生涯学習支援施設共同運営事業体 代表者：財団法人川崎市生涯学習財団 理事長 小宮山健治 住所：川崎市中原区今井南町 514-1 電話：733-5560
所管課	宮前区区民協働推進部生涯学習支援課（外線：888-3911）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	利用者数：54,496 人 (H22) 32,743 人 (H21) 利用率：34.6% (H22) 27.5% (H21) 満足度：施設を利用した全般的な満足度 大いに満足：28.8%、満足：66.7% (H22) 開設して3年目を向かえているが、施設環境の整備等によって利用率及び利用者の増加が顕著である。また、満足度調査においても「大いに満足」と「満足」とを合わせると95.5%の高い数字を示している。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	主催事業参加者数（アリーノ・フェスタ、共催・協賛事業等を除く） 2,739 (H22) 2,044 (H21) 当該施設は、生涯学習の振興と市民活動グループの支援等により、個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築を目指しているが、地元との連携によりイベントを開催するなど徐々にではあるが、成果を上げている。 主催事業の参加者数においても、前年度比で3割程度増加しており、生涯学習の振興に一定の寄与が見られる。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	防災設備の管理については、委託業者とともに常時点検し常に適正な管理を行っている。点検日に職員が全員集合し、防災訓練を実施するなど緊急事案発生時に適切な対応ができるよう訓練を重ねている。 東日本大震災の発生時にも、利用者に対して適切な誘導・避難がなされている。施設整備の点でも特に安全面での配慮がなされている。
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	地域の活動拠点としての機能をより充実するために、利用者連絡会、地域市民等との協働・連携をさらに推進することが望まれる。また、生涯学習支援については、専門性の高い技能が求められていることから、広範な学習課題に対応可能なスタッフの育成も必要である。市民活動専門相談員に加え福祉及び IT 相談窓口を開設し、相談業務の充実を図っているが、利用が促進されるようメール等窓口相談以外の相談方法も検討すべきである。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	<p>平成22年度に所管課の変更にもない区がマネジメントを行うようになったが、施設と所管課が近距離になったことから、より迅速な対応が可能になった。</p> <p>毎月提出される事業報告書については、電話等による内容の確認を行うほか、適宜当該施設に赴きヒアリングを行っている。</p> <p>あわせて、条例で設置されている「有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会」(年3回開催)において、地域市民や関係者と施設の課題等について協議を重ねている。</p>
2	制度活用による効果はあったか。	<p>指定管理制度の導入により、直営施設と比べてコスト面(特に人件費)で効果が顕著であった。また、予算の執行については、柔軟な対応がなされており、前年度の繰越金を活用して自主事業の充実を図り、さらに安全に配慮した施設改修を効率的に行うなど、制度活用による効果が確認できる。</p>
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<p>類似施設との比較は難しいが、施設利用率についてはさらに伸びる余地があるように見えることから、引きつづき、受講終了生等の継続的学習の支援を行うなど利用の促進に向けた取組みが重要である。また、当該施設の周知について、なお一層の工夫が必要である。</p>
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>利用者満足度も高く、仕様書に示した業務については適正な対応がなされていることから、指定管理者制度を継続することが望ましい。</p>

4. 今後の事業運営方針について

指定管理制度により、同規模の施設と比較して低コストで施設運営がなされている。また、同制度においても期待されるサービス水準が達成されていることから、指定管理者制度を継続して導入することが適切である。なお、指定期間については経営の安定性、職員の確保と資質の維持、向上の観点から5年が望ましい。